

地鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照表条文

○地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）一部改正新旧対照表

新（平成22年6月16日農林水産省告示第923号）		旧	
第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。		第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。	
事 項	基 準	事 項	基 準
表 示 事 項	<p>1 次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの</u>にあつては<u>消費期限</u>、<u>それ以外のもの</u>にあつては<u>賞味期限</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>[削る。]</p>	<p>1 次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>消費期限</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの以外のものにあつては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限を表示してあること。</p>	
表 示 の 方 法	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限</p> <p>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外の<u>冷凍保存したものの他のもの</u>にあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア <u>平成22年3月29日</u></p> <p>イ <u>22.3.29</u></p> <p>ウ <u>2010.3.29</u></p> <p>エ <u>10.3.29</u></p> <p>オ <u>220329</u></p> <p>カ <u>100329</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限</p> <p>品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア <u>平成11年7月1日</u></p> <p>イ <u>11.7.1</u></p> <p>ウ <u>1999.7.1</u></p> <p>エ <u>99.7.1</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

(略)	(略)
-----	-----